



重要事項説明書

株式会社 e s

K.family リハビリ訪問看護ステーション

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 e s
代表者氏名	代表取締役 川口 茂男
本社所在地	西宮市高木西町 20-8 高木西町テラスハウス西号室
法人設立年月日	平成29年2月20日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所名称	K.family リハビリ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2860990742
事業所所在地	西宮市高木西町 20-8 高木西町テラスハウス西号室 TEL / 0798-61-5155 FAX / 0798-61-5156
事業所所属長	川口 茂男
事業所管理者	川口 智香子
事業所実施地域	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、尼崎市

3. 事業所窓口の営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、祝日、祭日、12月29日~1月3日を除く)
営業時間	午前8時45分から午後5時45分まで
サービス提供日	通常、月曜日から土曜日 ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。
サービス提供時間	午前8時30分から午後7時00分まで

4. 事業所の従業者体制

職種・職務の内容	員数
(1)管理者	常勤1名 (※看護職員を兼務)
(2)看護職員等	常勤換算方法で2.5人以上 (看護師等：常勤 名、非常勤 名、 理学療法士等：常勤 名、非常勤 名)
(3)事務職員	常勤 名、非常勤 名

5. 事業の目的

株式会社 e s が開設する K.family リハビリ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行なう指定訪問看護および介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、病気や怪我などにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護および介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

6. 事業の運営方針

- (1)ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (2)ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (3)ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- (4)ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

7. 提供するサービスの内容について

- (1)訪問看護計画書（報告書）及び介護予防訪問看護計画書（報告書）の作成
 - ①主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に依りて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書（報告書）及び介護予防訪問看護計画書（報告書）を作成します。
 - ②理学療法士等が訪問看護を提供している場合は、利用者の状態や実施内容の情報を看護師と理学療法士等が共有するとともに訪問看護計画（報告）及び介護予防訪問看護計画書（報告書）について、看護師と理学療法士等が連携して作成します。
 - ③複数の訪問看護ステーションや保険医療機関において指定訪問看護及び管理を行う場合は、訪問看護ステーション間及び訪問看護ステーション・保険医療機関間において十分に連携を図ります。（具体的には、指定訪問看護の実施による目標の設定、計画の立案、指定訪問看護の実施状況及び評価を共有します）

(2) 訪問看護及び介護予防訪問看護の提供

- ①病状、障害の観察、②清拭、洗髪等による清潔の保持、③褥瘡の予防、処置
- ④リハビリテーション、⑤ターミナルケア、認知症患者の看護、⑥療養生活や介護方法の指導
- ⑦食事、排泄等日常生活の世話、⑧その他、医師の指示による診療の補助

(3) 理学療法士等による訪問看護サービスの提供について

看護師は、訪問看護サービスの利用開始時や状態の変化等に合わせて定期的に訪問し、適切な評価を行います。理学療法士等による訪問看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたもの）は、看護師の代行として行われます。

8. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1)利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2)利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3)利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4)利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (5)身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6)その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 提供するサービスの利用料、利用者負担額

利用料金については、別紙の「利用料金表」を参照

- (1)介護保険、医療保険を適用する場合
- (2)自費サービス(介護保険枠外サービス)の場合

※ 自費サービス料金を変更する場合は、1 ヶ月以上前に書面をもって通知します。

10. その他の費用について

その他の費用についても別紙の「料金表」を参照

- (1)交通費
- (2)キャンセル料 ※ただし、容態の急変など、緊急をやむ得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。
- (3)営業日、時間外に訪問を実施した場合

11. サービス利用料等の請求と支払い方法

(1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、実際にうけられたサービスごとに計算した利用明細書を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛にお届けします。

(2) 利用料等の支払い

請求書をご確認の上、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

①現金払い：翌月末まで

②口座引落：翌月 26 日（土日祝日の場合は次の平日）

お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

12. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

アセスメントをさせていただき、利用者の同意のうえ契約を結び、主治医の指示書が届き次第、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画作成を行いサービスの提供を開始します。

※介護認定を受けておられる方は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①自動終了／以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付で要介護認定区分が非該当（自立）と認定された時
- ・利用者がお亡くなりになった場合

②その他／1ヶ月以上の利用がなく、当事業所がサービスの継続が困難と判断した場合

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。

(3) サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 川口 智香子
-------------	------------

14. 個人情報の保護と秘密の保持

- (1) 事業者は、収集した利用者およびその家族の個人情報については、利用者及びその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文書で利用者及びその家族の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族の個人情報の記録を、善良な管理者の注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。
- (4) 事業者は、職員が在職中に知ることのできた利用者およびその家族に関する秘密を、退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

15. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊およびご家族へ連絡します。

16. 事故発生時における対応方法

利用者に対する指定訪問看護サービスの提供により事故が発生したときは、主治医、市区町村およびご家族へ連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

<保険会社名> 三井住友海上火災保険株式会社 <保険名> 訪問看護事業者総合補償制度
<補償の概要> 身体障害・人格権侵害共通、財物損壊、管理受託物、初期対応費用

17. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

18. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

20. 異常気象時・災害時の営業について

事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保出来ないと判断した場合には訪問業務を見合わせる事があります。

また、災害発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

21. 感染症予防及びまん延防止対策について

当事業所は、感染症が発生しまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止及び感染症発生時に対応する指針、及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね6ヵ月に1回以上開催すると共に、事業所職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

22. ハラスメントについて

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
（上記は当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象）
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
 - ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
 - ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

23. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問看護及び介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業所相談窓口	川口 智香子（管理者）、川口 茂男（代表）
連絡先	TEL：0798-61-5155 FAX：0798-61-5156（24時間受付）

西宮市健康福祉局	法人指導課（平日 8:45～12:00、13:00～17:30）
連絡先	TEL：0798-35-3082
兵庫県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談窓口（平日 8:45～17:15）
連絡先	TEL：078-332-5617
西宮市 消費生活センター	契約についてのご相談（平日 8:45～17:30）
連絡先	TEL：0798-64-0999（相談専用）

※ 緊急時訪問看護加算（ 利用する・利用しない ）

※ 24 時間対応体制加算（ 利用する・利用しない ）

※ 自治体への情報提供（ 了承する・了承しない ）

訪問看護及び介護予防訪問看護の実施にあたり、本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者 株式会社 e s K.family リハビリ訪問看護ステーション

説明者 氏名： _____

訪問看護及び介護予防訪問看護の利用にあたり、本書面に基づいて、重要事項の説明を受けました。

サービス利用者 氏名： _____

（代理人） 氏名： _____